



2023年2月よりオンライン資格確認 (マイナンバーカードの保険証利用)がご利用いただけます

2023年2月より、オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)の運用を開始いたします。テレビや新聞などで取り上げられていますので、ご存知の皆様も多いかとは思いますが、改めてマイナンバーカードの保険証利用でどのように変わるのか簡単にご紹介いたします。

○マイナンバーカードによる保険資格確認

マイナンバーカードを専用の読み取り装置に置き、【顔認証】または【暗証番号の入力】を選んで、本人確認をしていただきます。認証時に<過去の診療/薬剤情報/特定健診>の閲覧に同意していただくことで、後述のメリットが利用できます。

※高額療養費制度を利用される方は最後に<限度額情報を提供する>を選択して終了となります。



○マイナンバーカードによる保険資格確認を利用するメリット

①より良い医療の提供が可能になります

診療・薬剤情報や特定健診等の情報の閲覧に同意すると、医療機関がそれらの情報を閲覧できるようになり、患者さまに適切な医療を提供することが可能になります。

例えば、他の医療機関の前月分の診療報酬の情報を基に処方されたお薬などを確認できるため、患者さまに適したお薬の処方を行うことができます。※情報の閲覧には諸条件があり閲覧できない場合もあります。

②限度額適用認定証の申請が不要になります

従来の保険証確認では、限度額適用認定証は患者さま自身が加入されている保険者へ申請し、病院窓口へご提出いただいておりますが、マイナンバーカードによる保険資格確認を利用される場合はその申請が不要になります。患者様の手間が省略でき、急な入院や手術が必要になった場合でも窓口で限度額以上の支払をすることがなくなります。

○注意点

- マイナンバーカードによる保険資格確認は月1回お願いいたします。
- 公費や福祉(指定難病・肝炎・公害・こども医療・ひとり親医療・重度障害医療など)をお持ちの方は、お持ちの医療証などを総合受付にご提出をお願いいたします。
- マイナンバーカードの保険証利用には、事前の登録が必要となりますので、右記のQRコードまたは、インターネットで【マイナンバーカード保険証登録】と検索して事前登録をお願いいたします。

